**平成２８年（フ）第２０号**
和歌山県新宮市神倉１丁目11番33号
債務者　ＭＡＳＴＥＲＳこと　潮﨑　修二
1　決定年月日時　平成28年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

**平成２８年（フ）第８０号**
東京都国立市谷保7030番地の６、申立時の住所東京都国分寺市西元町３丁目10番４号
債務者　阿部　　修
1　決定年月日時　平成28年10月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　　努
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月22日午前11時５分
5　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２８年（フ）第７９０号**
京都市上京区御前通今出川上る北町627番地７　つづれコーポ301号
債務者　岩岡　秀治
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　綾一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月14日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２８年（フ）第１３１２号**
名古屋市西区こも原町180番地　ＬＶＲ飛翔401号
債務者　伊藤　絢也
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第５０６号**
北九州市小倉北区片野５丁目９番21―405号
債務者　北村　博子（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成28年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第２２６号**
北海道北斗市七重浜２丁目21番19号
債務者　安彦　修司
1　決定年月日時　平成28年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月22日まで
函館地方裁判所

**平成２８年（フ）第１０４８号**
さいたま市緑区東大門３丁目15番地10　イーグルヒルズ205
債務者　星野　正美
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第３８９号**
埼玉県狭山市鵜ノ木７番35号
債務者　星川　勝二
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第４６０号**
埼玉県鶴ヶ島市富士見３丁目１番504号、前住所埼玉県坂戸市本町２番13号　グランステージ坂戸1003号室
債務者　根岸　弘幸
1　決定年月日時　平成28年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第２７３号**
埼玉県深谷市東方町１丁目17番地３
債務者　正木　伸也
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

**平成２８年（フ）第８７号**
新潟県十日町市城之古964番地１
債務者　小林　博和
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２８年（フ）第８８号**
新潟県十日町市城之古964番地１
債務者　小林　貴幸
1　決定年月日時　平成28年10月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２８年（フ）第４７６号**
埼玉県所沢市榎町12番12―205号　クイーンガーデン
債務者　池田　大介
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第４８７号**
埼玉県所沢市大字山口271番地の７
債務者　長谷川卓司
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２８年（フ）第３３１号**
相模原市中央区上溝1341番地２　パークハウス上溝Ａ号室
債務者　長澤　純平
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２８年（フ）第３３２号**
相模原市中央区上溝1341番地２　パークハウス上溝Ａ号室
債務者　長澤　莉菜（旧姓野元・能勢）
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２８年（フ）第３４６号**
神奈川県座間市相模が丘１丁目４番13号　ヴィラ相模が丘105号
債務者　東條磨佐弘
1　決定年月日時　平成28年９月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
横浜地方裁判所相模原支部